平成２４年（フ）第６４５号
岡山市東区浅越167番地14
破産者　平尾　桂子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７号
岡山県倉敷市林1756番地８
破産者　松本　美香
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
山口県山陽小野田市叶松１丁目８番23号　トマトハウス101号
破産者　西田　大輔
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２０号
山口県宇部市松山町１丁目８番６号　コーポ佐々木305号、従前の住所山口県宇部市常藤町５番39号
破産者　三原　孝弘
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２２号
山口県宇部市東小串２丁目５番19ー101号　ヴィラ・フィオレッティＡ棟
破産者　福島　真理
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２４号
山口県宇部市北条２－７－41　レオパレス北条103号、住民票上の住所山口県宇部市大字小串1808番地１
破産者　斉藤由香里
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２５号
山口県宇部市大字東岐波4939番地４
破産者　杉谷　由昭
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２６号
山口県宇部市大字東岐波4939番地４
破産者　杉谷　君江
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２７号
山口県宇部市大字東須恵426番地１
破産者　兼行　章生
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０１号
香川県高松市松島町８番地１　県住７－８
破産者　川本　輝子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１９号
愛媛県喜多郡内子町内子3295番地３
破産者　髙森　裕樹
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第９７号
北九州市小倉北区足立２丁目８番８―204号
破産者　本村　直樹
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２号
長崎県対馬市美津島町大船越340番地、前住所長崎県対馬市美津島町大船越226番地12
破産者　内山真由美（旧姓宮原）
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
熊本市東区健軍３丁目39番12―201号　キングダムビル
破産者　高橋　秀行
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５号
熊本県上益城郡益城町大字平田2328番６号、住民票上の住所熊本市東区尾ノ上２丁目18番８号　若葉荘101
破産者　生松　佑規
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
熊本県人吉市瓦屋町1170番地１
破産者　上山　倫史
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１０号
熊本県球磨郡錦町大字西851番地
破産者　江崎　健一
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第９５１号
東京都世田谷区用賀２－１－３－217
再生債務者　澤頭　　孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第９５０号
東京都足立区中央本町２－９－３
再生債務者　山下　拓朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１号
神奈川県川崎市宮前区宮崎１－９－30―501
再生債務者　近藤　　宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１３号
堺市美原区多治井126番地６
再生債務者　小西　克彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月６日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２号
静岡県袋井市豊住354番地の７
再生債務者　大村　一也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月７日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２５年（再イ）第２３号
名古屋市緑区神の倉２丁目341番地
再生債務者　横川　嘉之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月６日
名古屋地方裁判所民事第２部